

庁内における使い捨てプラスチック製品の使用削減取組方針

1 目的

海洋プラスチックごみの環境影響が世界的な課題となっており、国は、令和元年 5 月に、「プラスチック資源循環戦略」を策定し、2030 年までに使い捨てプラスチックを 25%排出抑制する目標を設定した。また、6 月には、都がゼロエミッション東京の実現に向け「都庁プラスチック削減方針」を定め、庁内での使い捨てプラスチックの削減に取り組んでいる。さらに、大阪で行われた G20 において 2050 年までに海洋プラスチックごみをゼロにする目標が設定され、地球規模で削減に取り組むこととしている。

新宿区においても、庁内における使い捨てプラスチック製品の使用量削減について、令和元年度新宿区環境マネジメント区全体の環境目標の重点的な取組として位置付け、研修等を通じて庁内周知を進めているところである。

庁内における一層の使い捨てプラスチック削減を図るため、以下のとおり取組方針を定める。

2 取組方針

- (1) 区が主催する会議では、原則として「ペットボトルによる飲料提供」は行わない。ただし、ペットボトルによる飲料提供に合理的な理由がある場合はこの限りではない。なお、具体的な飲料提供にあたっては別紙を参照し、職員の負担増につながらないように配慮するものとする。
- (2) 職員が、本庁舎地下売店で商品を購入する際は、マイバッグ等を活用し、レジ袋は辞退する。ただし、マイバッグ等で対応することが難しい定形外のものやレジ袋を繰り返し使用する場合については、この限りではない。
- (3) 職員は、マイボトルやマイカップの利用を推進し、庁舎内でのペットボトルの使用抑制に努めるものとする。
- (4) 区が主催するイベント等においては、環境マネジメントにおける環境配慮行動として使い捨てプラスチック使用の削減に努めるものとする。
- (5) 本庁舎地下売店及び食堂に対し、区の使い捨てプラスチック削減の取組に積極的に協力するよう要請するものとする。

3 取組方針の開始時期

令和元年 9 月 1 日から試行期間とし、令和 2 年 4 月 1 日から開始する。

(令和 2 年 4 月改訂予定の新宿区環境マネジメント方針に統合する。)

○会議体における飲料提供方法について

会議体における飲料提供については、以下の事例を参考にして飲料提供を行うこと。

1 水筒及びリユースカップを使用する例

環境審議会、リサイクル清掃審議会では以下の写真のとおり提供しています。

開催頻度が少なく、リユースカップ等を準備することが難しい会議体については、水出し麦茶等を作る水筒（2L入り×2個）及びリユースカップ（30個1セット×2セット）を環境対策課で所有していますので、環境対策課までご相談ください。



2 紙パック製飲料又は大型ペットボトルとリユースカップを使用する例

本庁舎地下売店の協力のもと、紙パック製1L飲料又は大型ペットボトルを予約制で購入することが可能です。

納品の都合上、1週間前までに予約が必要です。（他店で購入してもかまいません。） リユースカップについては、上記のとおりです。

3 個別紙パック製飲料・缶飲料を使用するケース

リユースカップによる提供が難しい場合、地下売店で、個別の紙パック製のお茶を購入することが可能です。（缶飲料については個別に売店にご相談ください。）

紙パックの場合、添付ストローがプラスチックになりますが、ペットボトルと比較すると大幅なプラスチック削減となります。

納品の都合上、1週間前までに予約が必要です。（他店で購入してもかまいません。）

4 出席者へマイボトル等持参を呼び掛けるケース

出席者から協力が得られる場合、マイボトル等の持参の呼びかけを検討してください。ただし、夏季の熱中症リスク回避の観点から、持参できなかった場合の対応（一部リユースカップ対応など）を併せて検討願います。

※取組方針にあるとおり、ペットボトルの使用に合理的な理由がある場合、（例、ペットボトルの在庫がある、ペットボトルでしか提供できない飲料である等）は、利用可能です。各課施設において方針の趣旨を理解し、適切に対応願います。
また、紙パック製飲料や大型ペットボトルについては適正廃棄をお願いします。